

平成 20 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 日 本 基 礎 技 術 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 原 巖
(コ ド 番 号 1 9 1 4 東 証 ・ 大 証 第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 松 本 文 雄
(TEL 0 6 - 6 3 5 1 - 5 6 2 1)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、愛媛県が発注する法面保護工事に係る独占禁止法違反事件について、公正取引委員会より審決を受けたことに伴い、国土交通省から建設業法違反の規定に基づき、平成 20 年 9 月 17 日付で、下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止に向けてのコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、信頼の回復に努めてまいり所存でございます。

記

1 . 停止の対象となる営業の範囲

愛媛県内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2 . 営業停止期間

平成 2 0 年 1 0 月 2 日 から平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 までの 1 5 日 間

以 上